

織

十二月三日

門司吉原

内山直三

新分

昭和十四年上期末主要勘定 (單位千円)

| | 資本金(払込) | 預金 | 貸出 | 配当 |
|------------|----------------|---------|--------|------|
| 十七 (福岡市) | 10,200 (4,687) | 126,394 | 47,777 | 1.5% |
| * 鞍手 (直方市) | 1,000 (625) | 819 | 2,000 | 0 |
| 一應合計 | 11,200 (5,312) | 127,213 | 49,777 | |

* 補償法に特免先

(昭和十四年未残高 1,341)

新分

昭和十四年上期末主要勘定 (單位千円)

| | 資本金(払込) | 預金 | 貸出 | 配当 |
|----------------|---------------|-------|-------|-----|
| 玖珠 (大分県 森町) | 1,000 (825) | 1,539 | 1,366 | 6% |
| 別府 (別府市) | 1,000 (400) | 1,029 | 680 | 5 |
| 直入 (大分県 竹田町) | 500 (262) | 945 | 654 | 3 |
| 朝陽 (日出町) | 500 (275) | 737 | 573 | 4 |
| 兩豊 (大分市) | 1,000 (900) | 695 | 654 | 2 |
| 高田実業 (大分県 高田村) | 500 (125) | 265 | 254 | 6.7 |
| 一應合計 | 4,500 (2,787) | 5,410 | 4,211 | |

日本銀行門司支店



○管内銀行合併問題の其後に就て

上月廿六日附を以て管内報申立置小銀行合併問題に關し
其後兼知せる所を初版及び追報申す小

(一) 鞍手と十七との合併談

本件に就ては鞍手の常務木村田長上京小と大藏省へ該企
の案を以て、都合により在京中でありし同社重役石井堀、
此生の三友出頭、元々鞍手と十七への買収は希望
し改らざる所を以て、大伴前報の通り

(1) 出資ルは十七銀行以外の銀行に引取らる直方市
として金融機関の減少を免る事を望むべきこと

(2) 特許は現在差入中の担保限りにて折切らるべきこと

昭和十四年十二月二十九日

日本銀行門司支店

尚書役の個人保証は免責を得ること

(3) 他銀行へ買収せしむる場合に於て預金と見合資産
とを引渡し、猶残余資産あるときは之を株主に
分配する事を認めらるべきこと

を答申したるが(3)は大蔵省側に於て一蹴し、他項に就いて
尚十分考案する由ありあるを以て、本買収議も比と同一態
停頓の形なるやに認めらるべし

(三) 大分物下に於ける銀行各保証

同物下に於ては前報のみく政友系に属する朝陽、
西豊、及び高田実業の三銀行に対し各当分の
合同議を持ち其後該協会の次女ありし事、更に

昭和 年 月 日

乙

日本銀行門司支店

右三行の外大伴同系統と目せらるる別府、直入、及び
玖珠の三銀行をも差加へる銀行を合同する説に
変り、最近大分交渉進みたる趣に内報、既に
假の申合せに逕到達せしとの噂も有之候、本件に
付は越年一後早速調査の上、中報先可なり

(以上)

昭和 年 月 日

日本銀行門司支店

昭和十四年十二月二十九日

門司支店

内山直三



宗像審査部長殿

謹啓 年内愈々餘日少之相成別一と申多忙の
次第と恐察申上候處倍々市健勝之段大度之に
奉存候 抑こ此頃中は軍票過拂事件一等に
格別貴部に申上候數をお悉し其元申譯申上候
事宥恕奉申上候 本日は又別口の市額有之候
事此は十五銀行下関支店に於て申上之當店との間に
極度五万円位を以て當盡貸付取引を南きたす

昭和 年 月 日

1

日本銀行門司支店

希望を有し先般當方に其下相談有之れ然るは先一個の
考(と)きは十五銀は今猶謹慎中の形にて本行との間の
取引關係は預金取引の外は僅かに本行に於て割引取引を許
し居るに止まり其共同取引の業容は既に著々回復を著しつゝ
ある現情に於ては本行との取引もゆ要を考慮して適宜當に
復元し可なりと存じ、又左の如き事情ありと同行の常設紳
以外の遠地の支店は割合多額の現金準備を常に有する
傾向を免れず、若し當座取引に於ては、本行が認めざるに
備を幾分は減少し得る途を開くことは、殊に同行の金繰上、
運用上便宜多きのみならず、延滞之類は即の看察も亦
有益なりと存じ、前記下開支店との相談に對しては、若

昭和 年 月 日

乙

日本銀行門司支店

と申し十分好意を以て御計おへさす旨答へ置きたるに、此に御意の
然るに、不問支店は其後自叙本者に之を申出て同叙本者は
之に付き本叙本者に申出て大体内謀を得たやの趣にて、昨日
十五下開支店より正式に當座に當座金引開帳方程書有
之候。仍て不日本叙本に開帳の當座申手續を執り、
と存しに付、何卒其の即は宜敷申書配を頂き、お申め
申依願申之候。尚本件に關しは他の用件の序を以て
先の取理事には日外の手取に申之がた、計有之尊書云
の方にも、早と申款申之が、申請解を仰ぐべき筈の
度、彼是取給丸今日に到り、此に申書は、此より何れ
不意申書寛然奉程之候。先日は、申書と申之候。

昭和 年 月 日

日本銀行門司支店

昨下折角所受取立お薦め申様繰りより市道春の程を
切に奉一折上候
格別

(市道春)

去年十月末

預金

(内定期)

同

貸出

同

金銀有取

(内当座預金)

十五下園支

六、二六

(三、七三)

三、二九

四、四九

(一、五七)

全福岡支

四、九七〇

(一、九四九)

三、一九九

三、三〇

(一、〇)

十五下園支は同全福岡支支の資金を以て賄ひ候

(以上)

昭和 年 月 日



東京市日本橋区

日本銀行高野部

小田切衣林様

市直

親全

十五当債取引

×

内司市烟白
中山直三

濫啓

二十日帝室去しの午後、奉朝病床中
（小大坂夜濃むすか）に相痛、退屈は
ちう困る。抄物やにせうか、返事をも
かして頂きます。

病氣は見解に物に喘息と云ふ、後才
型を意味し、たもので先圓赤は引線中
但喘息は即ちの至窮むすが、自心絶え
可むと許り世の甚し、にはけぢぢ憂心唯
一奉の法解で、既と快癒たと云ふを、秀
才の抄物に、あひなきと思ひます、甚冒
心大快癒す、た可用心のゆゑ、ゆゑに、敬
人、氣の、部、為、に、物、を、書、き、て、の、世、に、は、す。

1. 先刻底の紙に依ると例の軍要亦長

近日返還を以てするが形勢の由、吾方

紙に依るに依りて(附手紙の)之を以て

要旨を思ひます。損失を整理するに

年未と出た所、南條が多少に於て是が

紙を以て燃費敷也と極付て此に依りて

也。故に書には損失と云ふは使用して

高の安(自らは中絶感の上置いとす思ひ)とす

かとの紙に通用可なりと思ひます。と云ふ

紙に依るに依りて(附手紙の)之を以て

者見より物に依りて情と云ふ紙は何

と原禮申すに依りて(附手紙の)之を以て

(2) 附手紙申に依りて「十五下園を以て吾方

孫高橋遺傳の遺教——「ははのまゝ味わし

判り兼ねますか、此後、終り来此区此段忍

かひの事と聞てます。大侍意下田跡の

は子実上りたる者、^益頂引を働かせ物用此段

物も抑手に働引を南のを制肘する至富てきたと

思ひますか、年中に於ては毎回廻りて

客路に妙用上の先月有山守比に拘泥する暇

は無い、又金物統制の地^{提方地方}が^都の金の

格闘所早と後引千守を統制せざる不^徳の

是^看に^看物せざる、此^看の^看と^看田跡の^看は都

耶蕪に有る物候ありと思ひます。尚之令^徳の

帯立物は「若登御引先(下州跡)の存置の

印方針は本村に有る所跡(区長)か？」と

竹田「在在が」物に「おと」も「おと」が「おと」の

「おと」を「おと」に「おと」します。外書「おと」の

「おと」が「おと」した「おと」自己「おと」に「おと」

「おと」に「おと」に「おと」。

書生「おと」の「おと」が「おと」に「おと」に「おと」

「おと」が「おと」に「おと」に「おと」に「おと」。

「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

書「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

件「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」に「おと」

御引の者^ハ開か^レ水^ニ有^リとい^ハ小^ハ泥^ハ海^ニ情^ハハ

費用^ハ重^ク申^ス息^ニ申^サ可^ク日^毎銀^貨大^ニ申^ス
如^ク困^リ可^ク也^トハ十五^日迄^ノ内^ニ申^ス行^ク物^立

上^ニ御^引申^ス申^ス物^立申^ス申^ス物^立申^ス申^ス申^ス

少^ク申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス申^ス

田中様

直三

二月二日曜書

御名

5

2

東京市日本橋区

日本銀行書齋部

小田切武雄様

伊直



法政中央

二月二日

胡金慶

門 司 市

日 本 銀 行 門 司 支 店

內 山 直 三

辨 隆

先般上条の節は「原原介に
其處の辨が存し、條條と併し而故を
不可論が有るを可也、意意に
存す、歸歸來何の要否も無く
金融界、新新体制を中心に守
の成りておし、眺眺め、望望にニ
別便常像氏宛物送に申す、たた。
而了、發發見と原兼知の依頼申出
の大抵者検査令回館と案の
毀れりと成り、松松に關し、之之を卷見
原兼知、望望介と推察され、其其が吉吉

高松阻了大り并堅固及他類による

過般に接し、日曜日待て来れ月曜

垣見極整及引き込、若志の了解

を和せ、他般へ伺ふ、佐賀の心)

現物極整有る如く之(加ふる三書見)

恐之友が不祥を惹起するが如く恐は

下々一息之れを以て急じ張山共右志

遠高に渡りて、懐中にも、佐賀中央の

数少子等、宗像氏宛手紙。中には

湯女山、湯女山、湯女山、湯女山

湯女山

可成大に伊國倒を叫び、伊國力也

肥古佐儀と称成。かゝる氣は、此は伊國

草歌 汉思
林信 二 在 境 山 药 书 用 年 清 德

折 子 在

十 日 二 十 物

真 立

少 田 亦 仁 兒 张 氏 五

審査部

小田切武林 採

調金

。銀川合併





絨

秋田市保戸野中町八(電話秋田七七〇番)

齋藤良弼

中州の一山は、神祇、事始、北、日、地、は
一言、下、地、名、有、能、應、と、奉、り、以、其、志、を
年、深、討、也

先般、北田、取、下、金、銀、所、即、ち、北田、四
十八、羽、後、湯、澤、の、四、行、合、併、も、北、田、北
者、と、連、絡、各、行、と、交、渉、を、重、ね、北、田、北
四十八、湯、澤、の、三、行、は、四、行、合、併、を、承、諾、記
七、羽、後、湯、澤、の、久、米、田、専、務、踏、氣、と、な、
二、四、行、合、併、を、反、對、取、扱、也、北、田、四十八、は
久、米、田、専、務、の、能、意、新、陳、更、替、し、親、近、
もの、と、也、也、際、兩、行、在、り、の、合、併、を、取、行、
せ、む、との、意、を、見、出、す、し、所、以、一、思、ひ、に、
兩、行、合、併、を、取、扱、せ、む、と、す、也、然、る、に、
加、如、何、を、考、慮、せ、む、との、思、ひ、は、
北、田、四十八、は、

湯江は内者相由よくなせり既如小川
 長左衛門一門の財閥を擁護せしめ
 居る事とて危き事なく此も相後は相
 方の執持を心し居り同行の徒言を
 下りて行なせし久米田中とよは合
 併となり相方の傷を養ふと云ふか
 身を却りて、持て辛さうしく又同氏
 は政治家肌を相後能く辛おと取
 南の勢力を振つて居りたゞ氣持多
 分ある操持も他の事は能く能く
 流首を一切久米田中と認し内者には
 2も能くよく知らす合併も此も確
 争ある事にはなすもの、如く地味富厚
 の常として是も角消極的として養つた事

子休中之腰か立在あ久未田氏子引摺
 り水甚儘又し之店りると云ふ持在氣
 持らしく也
 強鈍の如好を強し之行若くは五行の
 合併は理想の成もの之なる四行全
 部の合同望ありと也又は精力用後の
 参加を準備の成也

先子不取敢予性法教者也如斯也
 在也 同様の教者宗学部也、此教置れ
 了以各置らる所也
 何と云はれしと云はれしと有れ也
 是と云はれしと可ら也也

以於十年二月十日 高橋長河

小田切仁也
 玉子也



東京市

麻布区永坂町六一

結城豊太郎

市直披

津島

豊

山

銀行合印

調金資

秋

秋田市保戸野中町八（電話秋田七七〇番）

齋
藤
良
弼

南池廣興の御會書

安被宿所年大賀

後之難守の酒因市

本問家當主光正氏

並内新銀行相談及就

注の儀之般同氏ノ様

諾也得中ナ

諾也得中

高同市出羽銀行常務

木間光祐氏常務退

同行取締役亦同退

新銀行常務に就任

件は本向家及部の事情

に依り未決の案件之類

成座此文は同家と對

所滿解決其實現也

見ると云ふ、此は對

...

見三二五、六、二、三、四、新

銀行役員陣幕中務の

希望あり、別紙の如

決定之故

右ノ偏ニ格別ニ厚

厚ニ賜物ニ有之感謝

恩ハ之ニ及ビテ所存

新銀行ノ開業ハ三月

十七日ノ豫定ナリ也

十七日の豫定也之如手

續の都合之四月七日

變更也

先若くは取敢て其報告

等所存禮中亦亦如

斯所存也其時亦亦

容易也其亦亦亦亦

而自愛の程也其亦

格也

禮部

宣統六年一月二十二日

禮部文庫

高州縣良鄉

結城總裁殿

玉案下

日本銀行

市来銀裁版

和法

寄呈



箱

大正博覧會
記念品

杉本
信

相欲至者

報德如也休

業前可嗣可也

有兒牛飛，教命

升名心子思也

牛飛，懷也

也，下解之也

申也也如也

二升也。

報德如也

江東馬氏
宣和五年仲夏



开三石心子思所

中亦亦二信也

也一卜解之故也

申中也如故也

二月甲。

望月
松米
竹

早卯望月松米


市米已三意

竹米



昭和十六年二月十四日

日本銀行新潟支店

新潟支店長 

審査部長殿

審査部長殿



本月十日付市事市の趣意承任り銀行合同に付て
は總裁の仰まじも早く實現促進方に關し留意通
宜打診且つ徳通政居りが市承知の通り本島の
地形が長細く日本海岸線と鐵道と行くと
八時間餘を要する現状に於て而かも上中下越と夫々
經濟中心地を有する關係上今直ちに一線一行並義

昭和 年 月 日

1

日本銀行新潟支店

を強行するは猶ほ此の困難を伴ふものと察せられ上中下
越の三プロウクに分つ業にも^{銀行上}ねお難矣あり此際には兎
も角も迂遠の極められと出まるとより順次に片附
け理意申すに到達せしむる方却て得策にあらずや
と波存りて後各行より得たる情報等参考
直に御報告申すなり

(一) 才四銀行と新潟銀行との関係

西行共病歿及隠匿により夫々首腦者を変更し
合同実現に歩前直を見たる才四なるが才四の
新頭取白執力の皇作の聲望を隆々たるに對し新潟の新
頭取齋藤喜十郎(前名庫四郎)今同養父の名称を

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

龍名せるものありは人物人望に於て著しく遜色を認めらるゝにも不物先代以上に對抗意識強く合同実現迄には尚相帯の迂曲曲折を覚悟せざるべからず

(一)六十九銀行と長岡銀行との関係

六十九側は依然長岡との単独合併を強調先般就鳥民頭取と常務大藏省藤原氏に面会の際同氏より更に一筋一行に付て考慮を求められたるも之に對し時機尚早の見地より反復單独合併説を主張し來れる趣あるが長岡側は單独合併説は餘り之を喜ばざる模様にて依然曖昧たる態度を保持し居

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

リ上中越ブロックの結成に尚多分の未練を存し居る
実状あり。客月二十日長岡株主總會(午前十一時
開会)に於て一様主より銀行合同の噂に關し眞偽
の疑問あり不取敢山口頭取より此事に關しては大
藏省の勸奨もあり殿下を三ブロックに分つ案草案に
付て諮問ありたるが之に對し通宜當行の意見を答
申したるが何れにせよ長岡市に本店を存置するの
要ある事は是非共肝要なる旨強調し置けりと
答へ具體的の回答には觸るゝ事を避けたる由
あり同日十九に於ても株主總會開会(午後二時)
の予定ありし爲同様の質問出づべきを慮り爲念

昭和 年 月 日

4

日本銀行新潟支店

左の趣を六十九新島尾頭取に電話し、仍一六十九に於ても
總會議事終了後同頭取より銀行合同に對する
同行の方針を説明株主も大体異議なき模様ありし
も長岡地方には是非本店銀行を存置せしめ度き希
望強く開陳せられたる趣にして当事者は此より大
藏者に對し更に強く主張する積りありと述べ居れ
り

要之此問題も亦成立には今一段の努力を要す
するものと察せらる

(三) 相崎、高田方面の情况

昨年十月末相崎銀行と車懸城郡所在安塚銀行

昭和 年 月 日

5

日本銀行新潟支店

との間に合併談あり安塚は地域的には百三十九と合併するを便宜とするも之を欲せず柏崎との合併を希望し去月二十九日西行首脳部相携へて大藏省に出頭濱田普銀課長其他と面談西行合併に付き認可あり去き七日申出たるは大藏お當局にては新潟は目下一筋一行か三ツロツクか兎に角今一歩進めたる計画進行中あれば此方に向け今一應考慮を煩はし去今少し此方針具体化する迄認可を見合せらるべき意向を洩らされ一同帰行の上再考する事とあり柏崎に於ては去る九日重役会を開きたる上一筋一行の理想到達の上より見て

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

先づ安塚と合併し次で横倉を見しや四との合併を
実現政改先づおまるものより合併を認可され
るべき希政生を答申致したる趣に於て柏崎の三宮
常務の口吻より見るに柏崎は百三十九は固より長岡
の両行よりも内容良好なりと自負し之より先方より
来る方よりいざ知らず常方より合併を求むる理
由ありとの自鼻息にり百三十九は去る世に石黒頭
一取大藏省に出頭係官より一筋一行は付き意見を
徴せられたるに付き他行の意向が大体に於て一筋
一行主義に賛成あらばお行も大勢順應の見地
より一筋一行にも賛成ありとの旨を答へたる由あり

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

而して上越四行の合併に付しては同行と杣崎の対立
関係より見るも實現困難なるべく又四行
合せて預金四千万円足らずの程なりや銀行を
作るも現狀と大差あるべしと雖も餘り氣乗せ
ざる様子あり。百三十九は比程国債所有額預金
の五〇%を超え比真大に誇負し居れるも二割餘の
所有々價証券は大部分株式に有之往來より
此處に非常脆弱あり幸に近年の株言により
一息つき居たる情勢あるに昨季下季季に於ては
諸株の慘落により同行の株式評價額と市場價
額との間には約百萬の差あり(昨年下季

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

期末現在)商法規定の銷却等到底為し得る処に
非ずソウト頼波リト値上りを待ち居れる現狀
に有之、之こそ何とかが改ざれば、あらぬ事と波存の
然るに百廿九は従来の關係より見て長岡側と
結付く可能性少く之れ亦柏崎同株現銀行の如
き關係にある中四とは合併の可能性あり仍
若し之が合併の見込あるあらば一筋一行又は三
ロウク等のイデオロギーに拘る事なくトシ、
実行改す方通常にあらすやと思考任不
只此合併は技術的には成立比較的困難あら
ざる棉被存るも之が實現に一大障礙とも申す

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

へきは昨年十二月二十七日付書面にも申上通り
高田市民が名分上税金徴収上の関係より会
社銀行の本社が同市を離れる事を喜ばず
殊に有力会社としては常行と中央電気の外存
在せぬ其何れを失ふも直ちに商工会議所の
消滅を招来すべし(経費一万円の捻出不可
とある為)之は到底市民の忍ぶべき処にあらざ
るべく現に前にも申上通り中央電気が本社の
東京事務所計画ありたる際市民の猛反対あり
遂に之が実現を不調あらしめたる所の事例も
あり銀行の場合に付ても其内情に付き深く

昭和 年 月 日

日本銀行新潟支店

理解を有せしむる非業が必ずや反対運動を起し
無智の大衆を誘ひしめ或は陳情書或は市民
大会と之が成立を妨害しはせずやと之れのみ
怒念油取ぬ之が対策を準備政置事最
も肝要なりと油取れも不敏にして未だ確たる
成案を得ず只安んず慮罷在り幸に何れ良
きお智恵拝借願はるれば幸甚に候

以上

昭和 年 月 日

銀 子 合 併
調 金 策

新 稿

日本銀行準備支取

昭和十六年二月十日

考 査 部

一 万 田 尙 登

支 店 長 殿

拜啓愈々御清福に被爲涉奉賀候 當地久振り雪を見申候て珍しくも清々しく有之候

陳者本日總裁より「近來各地に於て銀行の合同が行はれ中には強過ぎて行はれて居るものもあるやの話も聞くが然し大局より銀行合同は必要である、そこで合同の實現を促進し且つ其の良き結果を所期する上よりも斯様の際本行は大局と實情を慎重考慮して今一層活動善處が望ましい無論餘りがさし過ぎることは宜敷くないが唯消極的に過すことはよくない、本店に於ても大藏省と充分連絡を取るべきは勿論だが支店長各位にも右心持ちを序の時可然傳へる様にとの」ことに有之候

斯様のことは正式には審査部より御傳達致すべき筋に有之と存候處其の形迄持つて行くも如何かとも被考同部とも打合の上直接承りたる小生より不取敢情報として御賢慮に資する次第に有之候御含み相成度候

敬具

追て先般當部にて起案の全國銀行合同案は大藏省銀行検査課長並に普通銀行課長迄差出置候申添候

衆之印
衆之印

普救銀行利息出賃申付

張丁状違當指了了該案の全圖銀行合同案が大連普救銀行利息出賃申付

婚 具

主として不取原附時了了了購買圖の賣する穴隙の存立辨論合及併如違和
の紙差指了了了了と取同指了了了合の土直辨承の式る小
價料の了了了五夫の取辨査指了了了圖辨差違をへき指了了了了存辨與其

庄内新銀行役員陣容

昭和十六年一月二十三日

| 新銀行役員 | | 現役名 | |
|------------------------------------|--------|-------|-------|
| 頭取 | 酒井忠純 | 六十七銀行 | 頭取 |
| 副頭取 | 風間幸右衛門 | 風間銀行 | 頭取 |
| 専務取締役 | 木村九兵衛 | 鶴岡銀行 | 頭取 |
| 常務取締役 <small>(主トシテ酒田在勤)</small> | 本間與一 | 出羽銀行 | 取締役 |
| 取締役 <small>(常勤)</small> | 赤澤經武 | 六十七銀行 | 専務取締役 |
| 取締役 | 中村太助 | 出羽銀行 | 取締役 |
| 取締役 | 石川秀助 | 六十七銀行 | 取締役 |



監査役 (常勤)

眞島貞治

鶴岡銀行 取締役

監査役

清水茂三郎

風間銀行 常務取締役

相談役

本間光正

本間本家當主

相談役

平田吉郎

兩羽銀行 取締役

鶴岡銀行 相談役

相談役

菅實

莊内貯蓄銀行 頭取
六十七銀行 取締役

以上



書留

速達

必視展

東京市日本橋区
日本銀行
審査部長

審査部長

殿

松江米子両市合併
問題
謝金
八
松江 九一

緘

日本銀行松江支店長

日本銀行松江支店

謹啓

昔年、新島、際、愈、即、健、勝、奉、答、也。

陳、若、小、生、若、任、後、極、々、多、忙、ニ、能、在、未、分、録、

即、候、得、之、上、ト、ス、失、礼、中、上、致、也、段、即、海、容、ノ

程、乞、ヒ、奉、申、小、日、東、海、沿、岸、山、陰、地、方、ニ、モ、既、ニ

春、ハ、訪、レ、宍、道、湖、畔、ノ、揚、柳、モ、芽、ヲ、キ、望、郷、ノ、人、念

切、ナル、モ、ノ、有、一、之、也、在、京、即、尊、甚、稱、三、ハ、段、即、變

リ、モ、無、一、立、也、即、伺、ヒ、申、上、也、一、審、査、上、部、ニ、ア、リ、テ、モ、轉

出、ス、ル、モ、ノ、相、違、キ、陣、容、ノ、立、直、シ、ニ、種、ニ、即、廿、右、心、ノ

スト、特、察、申、上、也、降、而、小、生、多、忙、ニ、拘、ラ、ズ、元、氣、ニ

法、是、罷、在、也、百、年、他、事、即、休、神、被、下、座、致、上、也

昭和 年 月 日

日本銀行松江支店

おの地方銀行の合同の件は、現在、安永トモヤス（千
エ）の存立の適當なる下ニ於テモ多年の問題トナリ
此に松江米子ノ両行有之の行ノ合併ハ、暫刻々
命ハ、解存ヨリ生ハ、望ムトナリトシテハ、絶
エズ想ヒテ、週ラシタル次第ニ罷在ル。愚見ニ依
ルハ、両行合併ノ件ハ、既ニ、延遷久シク、從テ、刻モ
早ク之ヲ解決スル必要アルモノト認存ル。故、着
任後、火蓋ヲ切ル時機ノ到来ヲ、待タツ、アリタル
次第ニ、有之ル。

然ル處、去ル十九日、米子地方、頭取、川崎、取締、役
同、年ニテ、信保ノ為メ、東店、移ル、可シ、テ、早、取、進、

昭和 年 月 日

日本銀行松江支店

單独更生案（之ニ関シテハ岸監理及ニ付仰向キ
ヲ知度）ハ同所ノ紙幣ヨリ見テ百年河清ヲ
待ツニ等シキ所以ノモノナルヲ説キタルニ、故曰ニ此
テモ其實現性至シキヲ認メ、兩行（松江米子）
合併スルトキハ本行ヨリ低利融通（其他ノ援助ヲ
受ケ得ヘキ旨ヲイツコカシ）（大藏省方面？）暗示
セラレタルモノノ如ク、右ニ言及ノ上米子ノ体面サハ
維持出来ルハ合併ニ異論ナキ旨ヲ言明シ、重
役ヲ何人ナレルハ新銀行ニシト一言フヨクナコトハ問題
トセス、但ダ從來合併ニ際シテハ重役ノ保證ナルモ
ノマ、アルモ之ハ御免蒙リ度シト申添ル

昭和 年 月 日

日本銀行松江支店

依テ体面ノ維持トハ何ヲ意味スルヤト互問然ル
ニ取リハ松江ト米子トハ何レモ資産然然然然
且ツ両者同ニルヲモ信(松)者(米)ノ差アルコトヲ
認ム。但テ合併ニ際シ切捨ノ程度ニ差アルコトハ
致方ナキモ一株お一株ニテ折キ上度シトノコトニテ多ク
少暖味ノ点有テ之ルヲ以テ生ハ。ポイントヲ明確ナ
ラシムル中要アリト。認メ其意味ヨリ取リニ對シ貴
方ノ希望ヲ個条書トシテ提出セラレ度シ御希望中
尤モト被考ルモノハ可成貴意ニ添フコト盡力致
スベシト申置ル。取リノ様子ヲ觀察スルニ始テ
切り出シタル後ハ御意ニ明瞭ニ取成ル。恐ラク彼ト

昭和 年 月 日

日本銀行松江支店

シテハ尙ノ若クガオリク如ク感じタルノカモ知レズル(尤
モ樂觀ハ禁物)

尚坂ワニおシテハ 橋樑ノナルヲ防グ為メ 糸(鳥取
糸)ニおシテハ 此ノ仲ヲ伏セテ 諸サズ 置ク 標申(同ケ
置ル)

松江銀行ノ一方ハ未ダ何モ 諸ヲ 為サズ 此一方ハ米
子ノ一方ノ 意思ガ 明確ニナリテヨリ 交渉 終ニタル方
宜敷カト 社存ル

本行ト大抵者トノ 乃ノ 運送ハ 密ニシテ 置カヌト大
莫ク 逸スル 虞アリ 即多用 申 宜ニ 宜ニ 此ノ 務マ
有立ル 得共以上ノ 件 特ニ 左ノ 点ヲ 岸 監理 者

昭和 年 月 日

日本銀行松江支店

及該田普通銀行課長ニ仰連絡願座何分

宜敷願座也 (特ニサ三点ハ極メテ保留ノコト、被存也)

一、坂口ガ合併ノ意思ヲ表明シタルコト

一、當方ニ及リ坂口ノ希望條件ヲ參考ノ為メ

同ヒ合セ申ナルコト

一、大抵者内ニ及ケル一、銀行主義者(特ニ鳥取

縣ニ付之ヲ主張スルモノノ策動ヲ押ハラレ座

キコト

三月二十三日

松田五郎

小田切一武井

善堂部

宗像久敬様

善堂部長(三比仲御達銀行)より座也

昭和

年

月

日

拜啓 部長ヨリ、御指圖ニヨリ貴地銀會
 併問題ニ付昨日岸監理官ニ左記西々
 ヲ以テ連絡致置候即チ米子坂口頭取ニ於
 テハ場合ニ依リテ、松江ト、合併希望ナルカ
 ノ如ク見受ケラルルコト、茲ニ貴役ニ於テ之カ今
 後ノ處理ニ付テ大藏省側ト先方連絡ヲ依
 賴シ来ルコトヲ傳達致候猶同頭取ニ何等
 申合併ニ付希望條件ヲ有スルコトニ存セラ
 ルル故ニ等々追々聴取ノ上申連絡申度旨ヲ
 申付ヘ置申候、此ニ其際岸監理官ヨリ左記
 ノ如ク意見見渡ラサレ居候故申奉テ申上候

昭和 年 月 日

此ノ問題ハ鳥取縣ノ方ヲ横鏡ヲ入レラルル上虞
 光分アリ又大蔵省内ニモ米子ツアンアリ
 餘程ウマラ取運ハ又ト仲々難シイ仕事ト
 思フ米子ノ單独更生ハ困難ナリトスルモ新
 銀行設立ノ方法モ考ヘラレル自分テモ猶
 一層事情ヲ調ヘ遺漏ナキヲ期シ度トノコト
 之有之候 自然神森局長ノ意見等モ現ハ
 ルルカト存シ候故神森局長ノ考ナリモ聽取即
 報告申上候(引継濟上ノ保存候ヘルモ)
 猶部長ノ様子ヲ見上上高當ノ時期ニ自
 分下モ銀行局監理官方面ト連絡致サシ

昭和 年 月 日

日本銀行

修様申上貴甚ニヨクトノユトニ修
當方ノ事情又後報申上クハク先ノ有不取
敬請返事迄

早ク

三月二十五日

大久保太三郎

十田中賢甚

市産在

昭和 年 月 日

8-2



東京市日本橋区

日本銀行審査部

宗像久敬様

書留 必親展

銀行合併

綱金次

松江 三

絨

育三吉

日本銀行松江支店

吉田武林

三月二十七日

松江五右衛門
小田切 貞井

吉野重部
宗像久敬様

謹啓 右へ係長を通じて 監理方の意
向御達致す御厚情の甚く深謝し
米子の件同行學旅等並は長年往來にて
未だ不可成りにはあらざるに問題亦亦
迄不承の事ありては財源の不詳等には自
之其意味ありて松江との會談は極めて好意
ありとの感存し 即森前年長りの意思に

同様と後集小

墨里に記すは日銀大蔵省の方面から同許
を遠巻すにむねく、繁め上げ、今時已まらず
ものゝ懸念やある所が、最良の方法と後集夫小
には大蔵省内部の伝報者子アソを押しふる
必要ありと後集小。結局大蔵省内部か
一掃して松止との交渉の方向に定意をそらへ
るの意が最も大いなる点にこそ、点後因縁長
あなうにあり、御説に勝た度小

今五省の島嶼部に云張の事は、
の友一あり、意見紛し、連絡をとる、
なり、但

弟子、松江の文信には書在也。若子、單松
原生葉の難事ことを稽察し、而、此の事
の事、左平公式に御報告の上、ごり、尚早
ゆゑ、書外は此のようにして御連絡、御事と
多、人中、花山、カ、五と、鈴、一、山、鳥、ら、有、悟、重
さ、と、鳥、耐、と、を、以、て、進、玉、後、り、あ、る、を、以、て、鳥、鳥
は、御、事、御、事、御、事、御、事
お、結、前、の、所、有、を、刻、意、と、御、事、御、事、御、事、御、事
中、山、河、幸、平、久、遠、以、長、り、御、事、御、事、御、事、御、事
是、し、奉、り、山

鳥、鳥

總

裁

殿

帝直

録

名古屋支店長

極秘

昭和十六年二月九日

總務課 啟

蒙知、名古屋、伊豆、三河、台併事務近況、而由報
申上候、

名古屋支店長



大抵者、本行ニテ差当リ裁定スベキ見込ノモノ。

概要

(一) 三銀行が其賀田銀行検査官ニ差出タル希望條項、

(イ) 長谷川知子ノ希望條項、

(ロ) 名古屋知子ノ希望條項、

(ハ) 伊藤知子ノ希望條項、

附、三銀行ノ希望條項表、

(二) 其賀田銀行検査官、註ニ銀行員水澤万吉氏ト小役トシテ、

(三) 其賀田銀行検査官ト三銀行交換委員トシテ、

(イ) 青木、若原、久野、三氏トシテ、

(ロ) 若原氏トシテ、

(四) 小役トシテ、

(イ) 久保幸氏ノ補足的意向、

(ロ) 若原氏ノ補足的意向、

(ハ) 佐々部氏ノ補足的意向、

(二) 附、市議考正三宮村坂五經協賛會事件經過大要、

一頁

二

三

三

九

一

一五

一六

一七

一八

三三

三八

四四

五二

五二

五五

五八

七九

以上

一、三記の目下并合ハセ中ノ事項ノ内、

(イ) 役員数、

(ロ) 会長ノ権限、

(ハ) 本店ノ選定、

(ニ) 株式ノ持出ノ額、

等ハ、後ニ申上ル通リ、大抵者、日本銀行ニ於テ裁

定シヤル必要有之哉ニ依存シ、

一、七二、

(一) 三郎の検査員ニ提出せしむル希望條項、

(二) 小役ト莫賀田郎の検査員、註ニ、郎ヨリ水澤万吉氏トノ被令、

(三) 其節、三郎の交渡委員トノ被令、

(イ) 青木、若狭、久埜、三氏トノ被令、

(ロ) 若狭氏トノ被令、

(四) 其後、^{時々}漸次的小役ト補是の被令ヲ為し、^イ久保幸氏、^ロ若狭氏、^ハ佐部氏

等ノ夫々^ハ固々ノ意向、^(二)附席兼考^ト三、杉坂至徑^ト為^ル警務事件^ノ経過^ト大要、

等ノ所^ノ報申^ト上^ル、

(一) 三郎の検査友ニ差出しタル希望條項、

(1) 爰急知の希望條項、

(括弧内ハ久保寺氏ノ代ニ對スル旨、
検査友ニモ記す)

一、行方追及手当、
總額約二百九十万円、以テ割増かせしむ。

(解散ニヨリテ新知の形採用トナリ、
永ク勤メタル者ニハ案

ノ毒ナルヲ以テ、是等ヲ含メテノ法ナリ、
各局知のハ更ニ印字金

何程トヲモ、如斯ニ段ニセズ、
總額デニ割増シトシ、内部デ

分所と記す

下重役退職手当、他ノニ郎らトノ釣金ノ取レル取レ取交、

(他ニ郎らが何割増トマフナラバ、取リ又、新増金ノ範囲也トカ、又ハ

三ノ年酌スルトカ、スルナラバ、之ニ做レ交)

一、取当、取者トイヘナイカモ知レヌガ、株主ニ對スル交付金トシテ、恒来ノ

年八分ノ割ノ四月分ナラバ四月分トシ、其半額増シ、即チ、年一割二分ノ

割ノ率ニヨル交付金ヲ許セ交、

一、新増金カ一期取者ハ、タト、二月分位ナラバ、相メテ短期者ノ營業

ナリトモ、世帯カ足ラズニカウ、信用維持ノ為メニモ、恒来者ノ一年八分ノ割

評せし、

(一) 新指令ハ全保ノ場合ハ、恒常ノ全社配当ノ平均率トナリ居ル、恒常配当ガ

七分ナルヲ以テ、三分ハ平均ハ、七分九四トナルモ

一、臨時配当ニ付、常理全社ヲ作り居シ、

一、本金、 剰金、名目金、支留り以外ニ定メラレ居シ、

(何レニ極ツテモ、恒常ノ留意見ガ離レル事ナリ、支留ルル各本金

ヲ取ラズ考へ居ルヲ以テ、何レニナリテモイカヌ、コソリ外ガ、恒常配当本金ヲ

考へテ居ル、狭イカ、業利百貨底ヲ借リルト後方ノ土地が續イテ居ルカラ

橋ヲカケル、
営業ハ名義ありハ狭シ、書付等ハ元分ナルヲ
主トシテ

為高先ノ固保ナリ、
何レモが本店ニナラヌト再治マル

一、高懸、
総額ニ附一併、

一、積立金比率、
拂込員本全ノ五割、人言ニナシ、

(名義ありハ人言ニナラズカ)

ヲ為ス期ヨ

一、保料定率ノ高ク指書定率ノ保料ハ、保料及ハ思付キテ、三々手トシ、

ニ々手ヲ経テ検定シテ保料免除、
高業手取ハ一々手トシ、其他ノ

モノ、由、一部ハニ々手位ノモノヲ扱ケ交シトスフ、

一、有價証券の帳簿價格よりテ指出せしむ。 所有株式ハ約二千八百方圓アリ、内、

約百方圓ハ賣戻約物付ナリ、差引約二千七百方圓、内ヨリ名古屋銀行ト

同額ヲ打込、 亦内ニ、地方有力會社株式ヲ打込、之ハ新設の地方

ヲ本據トセルニ似テ、其地方有力會社ノ株式ヲ打ツトハ、其地方ノ為メ、又、新設の

株式ノ為メニ良シ、 其額ハ約七百方圓、 計約千二百圓ニ近シ、 残り

約千七百方圓ハ、内、三百五十方圓ハ株式ニ入レ、一部ハ是後手ヲ拂フ

ルメ換價、 残り約千方圓ハ、整理會社ニ入レ、漸次賣分、

(新シ、其賣却困難、 賣レテ又市場状態亂サヌ様心配シテ居ル、又、地方

指カ言ヲノ標カウ指カス^ニイカヌトアラバ、管理会社ノ所有ニ移シ、新組

テ借リルコトが出来ルハ概ル好意をト思フテセル

一、重役関係、日勤者トシテ、書記等 五名 (外^ニ監査役一名、
一平山氏、三在也)

リ 名長利等 五名 (井高井、三在也、
一平山氏)

〃 伊美等、三名 (佐^ニ部氏一名、
一平山氏)

ヲ希望シタル

一、尚附帯希望トシテ、名長利等ハ、古陸役トシテ、西瀬家ノ由、一名、何レモ

名長利等ノ創立者ノ家ニシテ、当地知名ノ家ナレバ、一新組ノ飛等ノ為メニ、又、

ル

信封上モヨシ、 若し 西濃家中より 平丸掃帚トテ入リテ 芳ノハ更ニ 結構ナリ、

(要者ヨリノ希望條次、以上)

(口) 名古屋ヨリノ希望條次、

一、新設ヨリ本迄、 平丸五切ヨリ 名古屋ヨリ本迄ヨリテ 新設ヨリノ本迄トシヨシ、

一、高野、 三ノノ申合セヨリ 越城日限 徳知ニ一任セルヨリ報告、

一、習字本迄、 三ノノ申合セヨリ 現在ノ三智ノノ合計額、即チ、今持込本迄

三七、五〇〇ノキ、 持込本迄 二七、二五〇ノキ トスルヨリ 報告

一、当リノ 持込ニヨリ 持込本迄ノ 概算額、 持込ノ 査定好クニヨリ 的確ナリ

ホルモ、大抵拂込の資本金ニ対し、約8%程玉ハ指込可成ナル見込ノ旨報告。

一、新設の役員ノ人数、 テリケートナル問題 三月目下研究考案中ノ旨回答。

一、資産引継ぎ付、除分資産決定ノ方法ニ関シテハ、所存不動産ハ原則トシテ

指下ル下、(2)貸出ハ不良ナルモノハ指下ルコト、ヲ希望ス、

一、新設の資産ノ管理方法ニ関シテハ、管理会社ヲ作ル下ニ付テ研究考案中ノ旨回答、

一、新有株式ノ引継ニ関シテハ、各カノ新有株式ノ内、之ニ付ケート分り固ノ

新有株式額、其信託金ニ対スル比率以上ノ額ハ指下ルコトヲ希望ス、

一、引込金及、新設手当金等ニ付テハ考案中ノ旨回答、

一、重役ノ選擧金ニ付テハ、目下考査研究中トシテ、
田舎

一、押主ノ執念既去ルベシトシ、三ノ申合セヨリ、令保ニ際シ年四ノ程迄ノ

交付ヲナシテ申合田舎、(往來ノ年八分ノ外ニ)

一、新築ノ定款ニ付テハ、前ノ既取中心トシテ、規定ニ付キ田舎

(名義者ノ希望條項、以上)

(ハ) 伊豆島ノ希望條項

一、本島ノ修築、おあノ意見ナシ

一、貸本金、現状ノ借手令算スル下、之ハ準備金トシテ取テ置ル
取付

一、持寄ルヤ積立金、 表現積立金ハ 拂込後在在ノ五割ヲ取寄トシ、有價
同券、株ニ株式ノ人官利益ヲ生ク下ラ 考案スル場合ニハ更ニ二割程迄
ノ増款モ可ナリ、

一、記念祝方 (株主交付金) 一年一割ニ分ノ割合ニ依ル交付金ヲ
中際、株主ノ交付出来ル程、皆ニ御祝意 程也、

一、返還金、

(1) 川多ノ返還金ニ付テハ、現行簿則チ改正シ、一ノ案 (妻外留ニ近似) 及、

一ノ案 (名義所有ニ近似) 且、連累ニテ月ヲ勤勤手取ニ申シ、俸給

月額 = 積算ス 其外ニ、毎勤手当トシテ切当金ヲ交付ス、
第一學ニテ

切当金ヲ込メテ
約五十二万円、

想

(2) 役員ノ退職金ニ付テハ、~~決定~~ノ報酬額ヲ定メテ算出シ、其外ニ解散
手当てトシテ切当金ヲ交付ス、其額ハ十五、六万円、

兩者併セテ、約七十万円、

一、役員ノ取立ニ付テハ、(1) 妻女、名義支取リトシ均後ヲ失セザルヲ、(2) 假契約

調印前ニ滞者ニ於テ滞法定アリ交ヤテ、(3) 当リテテ一新取立ニ入りス、ギ

役員取立ハ、常勤重役ハ全部入りセシメ、其外ノ重役ハ他ノ振合

ニヨリ 決定是と爲し、

一、株式引継ニ付テハ、地方的ナル株式ト雖モ、今社ノ内容優良ナルモノニ付テハ、寧ろ、新設ニ於テ投資格ヲ獲得スル必妥モアリ、是等ニ收益関係ヨリ親ルモ引継ヲ可ナリト信ズ、

一、物産財産ノ処分、百三ノ各メ信託譲渡ヲナシ、新会社ニ於テ整理セラルトモ、一方はナリ、又ニ回収困難債権ノ多寡ニ依リ研究スル下、

一、店舗ノ買収、修養産業合名会社ニ於テ知リ利用ニ新築業と見
一、~~新~~舗 (押切、道徳、尾凱、中村、鳴海、約三十一萬円) 〇新設也

ニ於テ買入ノ方 斡旋セシメ、若シ中陰、買入困難ナリバ、買入
ノ際約ヲ為サシメラシメ、

ト老舗金ノ問題、 此リが昭和十三年十月中盤、 昭和十四年十月

急多額ノ買入ノ為メ支出シタル老舗料 約二十万日ニ付テハ特ニ考慮
ヲ為シ、

(伊予地方ノ希望條項、以上)

(三島地方ノ希望條項、以上)

高棉

香鋪買入

老鋪金

三組リノ検査官ニ差出シタル希望條取

差出シ限リ

総額ニ一任

名古五組リ

総額ニ一任

任左組リ

専用ニ新築シタル五元鋪（約三十一万圓）ハ買入シ得ルアリキ
ノ際買入用紙ナクシテ係約ヲ
為サシメラレシキ

昭和十三年十二月中禁、昭和十四年十一月知多両方買入ノ老鋪料約三十二万圓ハ特ニ考案アリキ

以上

152

三組りの検査官に差出せられ希望條改、

調査中、

総務一席一任、

名古の知り、

調査中、

名古の知り、

調査中、

別段意見ナシ、

高棉、

本元、

資本金、

積立金、

株主の持出、

除外資是法定高、

拂込金五割、人言ナシ、

名古の知りと同様、外二地方有力会社株
七割の内、計約千戸内、

三組り申合ニヨリ現在三組りノ会社

名古の知りハ抽出は本元ノ約
八〇%ハ抽出せしむ見込、

三組りケリト知りノ平均利率以上
ハ持下ルニトテ希望ス、

所有不動産ハ原則トシテ持下ルニトテ、
不良債権ハ持下ルニトテ希望ス、

現状ノ儘ニテ今ヨリ、

拂込資本金ノ五割ヲ取立トシ、今ヨリ
ノ考ニ應ズルハ更ニ三割増ニ可、

地方的ナル株式ニ優良ナルモノハ引
起知ラ可ナリト信ス、

取立ニテ整理スルニテ一カ増ナリ、
更ニ四割増ニテ整理スルニテ一カ増ナリ、
研究スルニトテ、

除除財産ニ付 整理会社ヲ作り、

株主の持出ニ付 三ノ年、但し横倉デニテ年、又、商業手形ハ
持多手形ノ保証ヲ一ノ年、其他ニモニテ年ノモノヲ放シ、
期不期間、

行員退職手当、 総額約ニ、九〇、千円、中ニ割増アリ、

重役退職手当 他ノ二組りノ割合ノ五割増ニ一割ニ付

配当、 株主交付金トシテ五割増ニ一割ニ付

整理会社ヲ作ルニ付 研究中

研究中、

研究中、

三組り申合ニヨリ現在三組りノ会社
外二四割増ニ付し、

現行株主ノ取立ニテ整理スルニテ一カ増ナリ、
更ニ四割増ニテ整理スルニテ一カ増ナリ、
研究スルニトテ、

想定ノ報酬額ヲ定メテ採算シテ一切
資金ヲ交付シ、

記念配当ニ一割ニ付、割合ニ依ル
交付金ヲ取立、

決算財産目録三付 整理会社ヲ作り支、

整理会社ヲ作り支下ニ付研究中

取立金ヲ整理スル下ニ付一カ増す、
更ニ取立困難債権ノ多量ニ付リ
研究スル下ト、

株主財産目録三付
持分者ノ但シテ一ヶ年、但シ横倉テ二ヶ年、又、高峯ヲ移ハ
ハス期向、
一ヶ年、其他ニモ二ヶ年ノモノヲ設ケ支、

行方目録支、
総額約二、九〇、千四、中ニ割増アリ支、

研究中、

現行準備金ノ限リシカニ準備金ヲ二倍ノ作
セリ、外ニ即準備金ヲ文付シ支、

重役退任支、
他ノ二割以上ノ割合ノ取立ニ付シ

研究中、

想定ノ報酬額ヲ定メテ留保シ、外ニ切
断金ヲ文付シ支、

配当、
株主支付金トシテ五割増一割三分
ヲ許サシ支、

三割中令金ニ付リ但シ八分ノ
外ニ四分程支付シ支、

記念配当手一割五分ノ割合ニ依ル
支付金支付シ支、

新設出資期配当、
往來金支付手八分ヲ許サシ支、

重役関係、
日勤者、兼名取支、伊等、伊等、伊等、
外ニ名取支、兼名取支、志、伊等、伊等、
相隣役

研究中、

兼名取支、兼名取支、兼名取支、
假契約印、印、大和者ニテ決定アリ、
常務理事支、全部入り、其他ノ重役
ハ他行ノ割合ニヨリ決定アリ、

相隣役、
西原家、内ヨリ名取支、伊等、伊等、
年功相隣役ニ入ルナラシテ相隣ナリ、

定款、

前事項額百中四十トナルニ
規定シ支、

香鋪買入、

伊等兼名取支、兼名取支、
專用ニ新築シ、五五香鋪、約
三十一万四千八百、
外、伊等、伊等、伊等、
為サシメラシ支、

老舗金、

昭和十三年十二月、
月知多、
三十二万四千八百、
伊等、伊等、伊等、

以上、

一、一月二十九日以来、お尋上連絡ヲ保テ、三郎上接觸中ナリシ節ヲ

検査友英賀田辰雄氏、及、知りる水澤万吉氏（昔通シテ理中郎主任）

ト二月二日（日）従書ニ於テ知テ、夕景迄、箇々ノ問題ニ付、詮合ヒ

凡、三郎上、文様高久、妻知知ラ青木孝助、名知知ラ友理孝助、

信守高久理孝助ニ同日午行、従書、集大、打合ヒセぬル、検査友ハ

大阪ノ三信理會社、令保事務ニ付、三日夕方当地出發、大阪、

向ハシ、其後、お引~~キ~~^續キ、三郎上ヨリお役ニ、判断的ニ時々

補足申出有シ、以下、取纏メ申出、

二、其の真田野橋を、註、留乃水切万老氏ノ改令ノ路橋を、其ノ意向。

一、本意ノ問題、

名七郎の字ハ位主、建物は、人々収容力号ヲ見テ之、自りか本意トせんギ
コトヲ至テ考セリ、

其意即ちハ自かノ方トイヒるイガ、ニ階中建ニシテ収容力ナシ、兩方

不味シ、已候御之、位者即ち本意ヲ本意トシ、之ハ独イカ、宗風

ヲハトトク保セ使フトコトナリ、

所シ、之ハ位主要シ、而シテ、兩方本意ハ其ノ建物をナリ、

修直のりニ拘メルト、劣リニテ揮メタテトス、

青木氏リ固執セヌ、青木氏ハ井合氏ト 瓶連絡ルカト見ラル、

水沢氏モ、青木、久保等西氏ハ名号の如ク本意カ本意ニナラズ

シイトイテ、青木氏ノ方カ凡テ健康ニヤニ更西ル、トイフ、

一、高野、總裁ニ任、林秀等ノ為メ、早ク拘メラシメテ解ッテ石ル、

一、後之本金、今稱爲本、拂込迄本共ニ其儘トス、

一、精進堂ハ、是任拂込金ノ五割ヲ表現シ、三割金目カ、或リ又、

六割ヲ表現シニ割ラ合ミカ、結果、七割又ハ八割為後トシタル、

之ハ、今迄、三郎の共ニおき大ナル積立金デアルカウ、人ニ保ノ事ニ

積立金ガ終リニ成ズルコトハ宜シカラズ、
ウマクワケハ九割、

之ハ積立モ失フ譯ニ非ズ、
是低ノ節ノモノ丈ヲ出サセ給ヒ、

信多郎ハ其の並トイフ所也、
(今ノ新書其の最モ低シ五割ヲ出フ、)

而シテ、此ニ出フ所ノ何割トリ拂込テ其何割ト出フノガ

善道ナリ、
此ルニ、
有信多郎ノ由、
標如信多郎ニ

對シテ
何割、又ハ、
預金ニ對シテ何割ト出フ、
此ニ之ハ大シテ強ク

イハヌ、
(三和郎ノ子令氏ニ色ニ三郎ヲテメイトお子ニ也)
元日本男